

住所等変更届出について

破産者 ジャパンライフ株式会社
破産管財人 弁護士 高松 薫

破産会社に対して破産債権を有する可能性がある方で、破産会社に届け出ている住所等の連絡先が変更されている方は、以下の書式をご参考にしていただき、変更後の住所等連絡先を記載の【郵送先】まで届け出てください。

ただし、事務処理の関係で、届出いただいた内容の反映が間に合わない可能性があります。連絡先変更の届出をいただく前の連絡先へ書類が発送されてしまう可能性がありますので、ご了承ください。また、届出いただいた書類に不備がある場合には、届出内容の反映をいたしかねますので、ご了承ください。

【郵送先】

〒100-6004

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル4階

隼あすか法律事務所

破産者ジャパンライフ株式会社

破産管財人室

以 上

東京地方裁判所平成30年（フ）第741号
破産者ジャパンライフ株式会社
破産管財人弁護士 高松 薫 殿

住所等変更届出

破産会社に届け出ている下記の事項につき変更があるため、届出いたします。

記

変更前	
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
その他	

変更後	
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
その他	

※変更事項のみご記入ください。

以 上

平成 年 月 日

住 所 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ (印)

※必ず押印をお願いいたします。